

令和3年度 第4回
栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日 時：令和3年11月18日（木）

午後1時～午後2時

場 所：栃木市役所 3階 正庁

事務局：栃木市 生活環境部 保険年金課

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、只今から、第4回栃木市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

会議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

それでは、資料の1ページの次第に従いまして、本日の会議を進めさせていただきます。はじめに白石会長よりご挨拶をお願いいたします。

(白石会長)

皆さんこんにちは。お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。今日は、前回の議論をまとめた形でその後どうするかと今日方向性を出していきたいと思っておりますのでぜひ忌憚のない意見を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、会議を進めさせていただきます。会議の進行につきましては、栃木市国民健康保険規則第9条に「協議会の会議は、会長が議長となる」と規定されておりますので、白石会長をお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

(白石会長)

それでは、会議を進行させていただきます。はじめに事務局より定足数の報告を求めます。

(事務局)

ご報告いたします。本協議会の定数は18名であります。本日は12名の方が出席されており、栃木市国民健康保険規則第11条に規定する会議の定足数である「委員定数の半数以上の出席」の要件を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。以上でございます。

(白石会長)

次に、会議録署名者の指名であります。慣例によりまして、2人の委員を指名させていただきます。

5番の保知戸かず子委員、6番の湯本康弘委員をお願いいたします。

それでは、第4の議事に移ります。

始めに、(1) 栃木市国民健康保険税率の見直しについて、を議題といたしま

す。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、2ページ資料1をご覧ください。

前回の協議会において、現行税率、栃木市の標準保険料率、県全体の標準保険料率における令和6年度までの財政状況の見込、またその状況を踏まえた国保財政調整基金の状況等をお示し保険税率等の検討していただきました。

その結果については、国保税率の引き下げを行うこと。国保財政調整基金については、10億円程度を適正な保有額とし、余剰分については、10年から5年を目安に分割して取り崩すこととし、その相当額を用いて保険税率の算定を行うこと。改正後の税率については、2年後の令和5年度に検証を行うこと。課税限度額については、現在の地方税法施行令に合わせて99万円にすることの4点について決めさせていただいたと思います。また、今回の会議において、10年から5年を目安として、基金を分割して取り崩した場合の保険税率について、お示しすることとなっております。次のページをご覧ください。保険税率を算出するにあたり、3点を前提条件とさせていただきます。まず、基本とする保険料率は、〈参考1〉の県が示した令和3年度の栃木市の標準保険料率とし、税率、税額とも端数を切捨調整した〈参考2〉ものとさせていただきます。次に、基金の適正な保有額については、国保制度改革以後、明確な基準がないことから、本市の国保予算額の5%・10億円といたしました。また、余剰となる基金の取り扱いについては、令和3年度の積立金の見込額を加えた27億円から保有額10億円を差し引いた17億円を余剰金とし、5年から10年の期間で分割して医療分から減算することといたしました。後期高齢者負担分・介護分も合わせて減算するという考えもありますが、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や介護保険対象者の増加などによる負担増加を踏まえて、後期高齢者負担分・介護分については、お示ししましたベースのままさせていただきます。この前提条件を踏まえて試算した税率が、次の4ページになります。基金の余剰金17億円を10年・7年・5年で取り崩した場合の保険税率が(案1)から(案3)までになります。(案1)が10年の場合で、医療分の所得割が7.2%、現行税率より1.0%の減となります。ベースとした税率より0.4%の減となります。また、均等割・平等割についても合計で、現行税額より8,500円の減、ベースとした税額からは2,900円の減額になります。

(案2)が7年の場合で、医療分の所得割が7.0%、現行税率より1.2%の減、ベースとした税率より0.6%の減となります。均等割・平等割についても合計で、現行税額より9,700円の減、ベースとした税額では4,10

0円の減額になります。(案3)が5年の場合で、医療分の所得割が6.8%、現行税率より1.4%の減、ベースとした税率より0.8%の減となります。均等割・平等割についても合計で現行税額より11,200円の減、ベースとした税額からは5,600円の減額になります。

次に、これらの保険税率になった場合の国保会計の収支及び基金の推移についてが、次の5ページから6ページになります。まず、(案1)の税率による令和6年度までの年度ごとの収支状況、基金残高の見込みになります。令和3年度は最終的には約2億9千万円程度の差引残が出るのではないかと見込んでおります。そのため、令和4年度の収支で1億8千万円の赤字になっても前年度の差引残があるため、基金については、4年度のみ一時的に1億円程度増える形になりますが、令和5年度からは不足額を基金から取り崩していくこととなりますので、令和6年度末には約22億円となると想定されます。(案2)についても、(案1)と同様に令和4年度のみ一時的に4千万円程度基金が増えますが、令和6年度末には約20億円となると想定されます。(案3)については、令和4年度約4千万円を取り崩し、令和6年度には、基金残額が約17億7千万円と急激に減少すると思われます。これは(案1)から(案3)まで、どれも同じこととなりますが、令和4年度は事業費納付金を令和3年度とほぼ同額としているため、税収の減もありますが、差引額の欄は基金取り崩し予定額の1億7千万円、2億5千万円、3億4千万円とは、あまり大きくは変わらない数字になります。しかし、令和5年度以降は事業費納付金を微増としていることや被保険者の減少による税収の減少を踏まえると、年々赤字額が増え、基金の取り崩し額を増やしながら推移していく傾向になります。そのため、今回、5年から10年の間、一定額を数年で分割した場合の税率で見込みを試算しましたが、その予定期間より少し短い期間になってしまうことが予想されます。

また、別の見方をすれば、被保険者の減少が少なく、事業費納付金の額も横ばい若しくは減少傾向となれば、基金の取り崩し額も少なくなり、当初予定している期間になると思われます。今後の国保財政を想定するにあたりまして、不確定な部分もあります。今回改正する税率については、2年後の令和5年度に検証を行うことを予定しておりますが、その後も基金を有効に活用し、長期的な視点で検証を行いながら、国保財政の安定した運営を行っていく必要があると思われます。次の7・8ページが所得階層ごとの保険税額の試算になります。モデルケースとして、63歳単身世帯、63歳・60歳の2人世帯、40歳代夫婦と子ども2人の4人世帯、この3つのモデルケースにおける(案1)～(案3)までの保険税となります。太枠で囲まれたところは、均等割・平等割が軽減される所得区分になります。また、800万円を超える所得になりますと概ね限度額の99万円が適用になります。減額される額については、世帯状況や

所得状況などで異なりますが、3,000円から約10万円くらい減額される見込みになります。説明は以上となります。よろしくお願ひします。

(白石会長)

ただいまの説明につきまして何かご意見質問等がありましたらお願ひします。質疑応答において指名されたらマイクがいきますので、マイクを使って発言をお願ひいたします。

(A委員)

二つほど、一つはですね、10億円という目標に向かって何年間か、勾配がついている直線勾配、さっき説明にはなかったけれど厳密には直線勾配にはならないかもしれないが直線勾配で計算しているんですよね。行きついたところでその税率をしていると、その直線勾配が10億円を切ってくるとなりますよね。その安全パイが2年後の見直しということになりますけど。例えばですね勾配を直線でなくてこういう風に下りてくれば最後のところで10億円でグーっていくという、計算が難しくなりますが、そういう方法もあるんじゃないかと。例えば5年でやれば勾配がこうなるんです。ランニングスタッドも下がってしまう。なぜかという心理的に1回税率をガクンと下げると次に上げるときにはかなり困難が伴う、だから急激に変化させるとそれが補正をかけるときに難しくなりやすい、だからなるべく勾配はゆるやかに、少し先が下がってこうなるような計算方法はないのかなということです。それと多くの方はいっぱい下がったほうが良いと思うんですけど、いっぱい下がって2年ごとに見直しだとかなりガクガクしますよね。だから長期的な見通しを全体に示しておく必要があると思うんですよね。適正規模10億円というのが、人口規模の減少や社会保障費、介護保険の問題、介護保険料どんどん上がっていますので、そのことからしますと現行のように介護保険に出す分が今のように固定されているとは思わないんですよね。ずいぶん上がると思うんです。そんなことを考えるなるべく勾配をゆるくしてそのうえで直線でなくて双曲線のような方策を考えてもらったほうが市民も納得しやすいし激変緩和になったほうが心理的なマイナス要因が少ないと考えてますけどいかがですか。

(事務局)

委員おっしゃるとおりだと思います。ただなかなか長期的見通しを立てるとするのは難しい、見方によってはかなり下がってしまいますので、現在のある程度一定の状況で減額をやっていった場合はここでは6年度までしか出していないんですけど、実際こんなに持たない。想定している10億円というところに

達成するのが想定しているより2, 3年早いことになってしまうのは、想定できるのですが、カーブがどういう風にゆるやかになるかところがなかなか難しいところでは。

(A委員)

技術的に難しいのはわかるんですが、もしそうだとしたら10億円残すことが必要だと考えているのなら、10億円を少し2億円でも3億でも急激に至らないようにするために設けておいて、2年ごとに見直しをもうちょっときめ細かくやる。7, 8ページの試算表を見ますと結構大きな額が変わるんですね。そうするとこれを示された後に次にこれじゃできませんというのは、心理的にはそうとう抵抗がありますよね。下げることに反対ではないんですが、少しやり方を考えないと、今度上げるのかとなってしまうとダメージはきついのかと思うんです。

(事務局)

委員おっしゃるとおりだと思います。できれば一回さげたものをなかなか上げるというのは前回税率を上げる時に先輩方が苦勞をしたという話は聞いてますので、なるべく事務局としてはあまり下げたくないかなと、あと2年ごとに必ず検証をやって、そこでその先の2, 3年を判断しながらやっていくのも一つの考え方かなと思ってますので、できれば今回あまり大きく下げるのではなくて、ある程度の額にしておいて、その後の状況で、今までの税率の改正というのは、基金が全くなってきたから税率を上げます。基金がいっぱいあるから下げますということですが、それですと場当たりのことも考えられますので、できれば下げ幅はあまり下げないで、その後の状況を見ながら、下げるのは比較的楽かなと思ってますので、2年3年ごとに必ず検証行って、その検証の中で、その後の状況を勘案してやっていくということにしないと、先を見通して5年後10年後っていても、それを勘案するっていうのは難しいと思ってますので、2年後の検証は重要と考えております。

(白石会長)

その他ご意見ありますか。今日方向性を出していきたい。1~3まで案がでてますので、そこらへんに対してのご意見も伺いたいと思います。A委員が言うように下げ幅の勾配をどうするかってところで、これは10年間だと勾配がゆるくなる。7年間だと中間。5年だともっと勾配がきつくなるということで、ソフトランディングするのが10何年後かに検討はしないといけないと思うんですけど、2年に1回検証するってことであればその勾配をどうするか、

もっと滑らかにするかまだ余裕あるから勾配をもっときつくするかっていう検証ができると思います。

(B委員)

案が出てきたので、言うのが遅いのかなと気がしたんですが、いわゆる均等割の部分で、産まれてきた赤ちゃんにも国保税があるということで、批判があるのですが、その部分を栃木市が軽減するとかっていうものは、お金がある時だったらできるかなと気がするんですけどその辺はできないんですか。

(事務局)

確かに子どもの減額というのは、今度4月から未就学児になるというのが、国の方で示してきてますので、それに対応すべく準備を進めているところです。たぶん委員おっしゃっているのは、それよりも国が言っているのは、均等割の半分なので、それを全額だとか、例えば半分にするのを18歳までにするとかそういったことだと思うんですけど、全国でも数か所全額とかやっているところ聞いているんですが、実際どういうふうな形でやっているのかまだ把握していませんので、その部分については、申し訳ないんですが今後の研究課題とさせていただきます。

(B委員)

資料を見て、ここまできているので、ここからゼロから直せというのは、きついのがあるのかなと思います。全国的にやっているところもあり、また国がそういうふうにするっていうことは、制度的に改善が必要かなと思われ、実証例もあると思われしますので、これは今じゃなくていいんですけど、議長に検討を続けていく、全国の流れを見ながらですね、できればお金があるときにやりたいと私は思うんですが、そういう風な方向にしていただければと議長どうですか。

(白石会長)

来年度から未就学児の分を国が半分持つということになっていますので、それ以上のお子さんを半額にするのを取り組んでいるところもありますので、均等割について半分にしたらどの程度減収になるのか検討課題として指標を出してもらうことでもいいかと思う。2年後の見直しの時にそれも検討課題として入れるということでもいいかと。

(B委員)

今まで議論されていない部分なので、議論していくべきだろうなど、先ほど言ったように国もそうしていくんですから、そういう方向なんだろうなど思いますのでそうして欲しい。それを我々が検討してくださいと市長に意見を申し上げていくのは必要かなと思います。要望になります。

(白石会長)

市長に答申を出すとき子どもの均等割についても軽減措置を考えてくださいよという文言も入れてもいいと思うんですけど。その他、1、2、3案についてご意見をいただきたい。

(B委員)

先ほどの説明の中で10年7年5年とやっていて、もしかしたら基金が10億円に達するのが前倒しになるのではないかと予想されると言われたんですが、それは10年7年ですか。5年も5年後よりももっと手前で10億に達してしまっただけのことではできなくなるという試算ですか。

(事務局)

委員おっしゃるとおり、今回試算しましたら年々赤字額が増えていくという状況になります。どの案の形にしても赤字額が増えていきますので、雪だるま式にどんどん基金が減っていくという形になりますので、はっきりとこうなると言えないんですが、案1の場合ですと令和9年10年には10億円くらいになる、案2ですと令和8年9年くらいには10億円前後の金額になると思っています。案3ですと令和8年度には7億円くらいになると、ここでの見込みとしてはそんな感じで、伸び率を考えるとそういう形になります。

(C委員)

案の10年、これ私の意見ですけど、A委員が言ったような話をくんで、ゆっくりと行ったほうがいいかと、10年たつと今の60歳から64歳が3,000人、その前が1,700人くらいなんですね。そこらへんがやはり分子と分母の比率を見ても負担が大きくなるというような予測も立てられると思います。まずは10年の中でソフトランディング、曲線的に考えてもらったほうがいい。分母が減ると何らかの現象が起きるだろうと、赤字になるのが目に見えているのが10年くらいかなと思いますので、考えていただきたいと思います。

(白石会長)

どの数値をとっても最終的には見直さないと、基金が下がっていくわけです

から、10年で引き上げるのか7年で引き上げるのか議論になるかもしれないんですが、それは2年ごとに検証するという事です。

(D委員)

私も示された案に対して、減少というのはゆるやかに変化させた方がいいと思います。2年ごとに見直しをすれば少しずつゆるやかな減額となるということで、私は案1に賛成したいと考えています。

(E委員)

前年度所得を参考に決めるわけですよね。そうすると今年コロナできつい生活をされている方が結構多く、時代の背景もあり、モデルケース3のお子さんが2人いるところをみたんですが、1案から3案までどの程度金額の違いがあるのかなと思ったときに、生活が苦しい真ん中から下の方でも案1と案3を年間1万円ちょっとくらいしか変わらないのであれば、案1でも万単位で下がるのであれば、ある程度の余裕をもたしたいのであれば1案でもかなり下がるのかと感じたので、1案2案でも十分下がると印象を受けました。4ページ見たときに実際の世帯がどのくらいなるのかイメージはわかなかったのですが、このモデルケースは、わかりやすかった。

(白石会長)

年間の保険料のモデルケースでいうと1案でも2案でもそんなに金額の差がないという意味ですか。

(E委員)

差がないかなという印象を受けた。

(白石会長)

今のところ1案、E委員は、あまり変わらないのであれば1案でもいい。その他、今日ある程度方向性を出していきたいので、1、2、3の案の中で皆様のご意見を出していただきたい。今までの発言を聞いていますと5年で基金を取り崩してしまう3案は、ないのかなという印象ですけど、だから1案か2案、それをどうするかということでまとめていきたいと思っています。

(B委員)

今日1案2案3案決めるということですか。

(白石会長)

決めていきたい、方向性を出していきたい。

(B委員)

そういう方向ならこの中から選ばなきゃいけないということですよ。

(A委員)

これは市長に答申するときに、答申した経緯、答申出しても議会でだめだと言われればとおらないですよ。議員の皆さんも納得するようちゃんとした理由の説明が議会を通すためには必要、最も懸念するのは市民の方々は上がったときはすごく怒るんです。なんでこんなに上がったのか。下がったことについては誰も文句は言わないです。どうなっているのかっていうのを十分に払ってくれるために経緯を説明するのをこの協議会のひとつの意見として市長に答申すべきだと思うんです。じゃないとここで我々は、税率を変えるときはいつもそうなんですけど、普段の3倍くらい会合をして決めているにもかかわらず、最後虚しくなるというのがあるので、要するにどうしてこうなったかということもここで議論したこと要約を議会にも説明していただきたいし、国保加入者にも説明していただいて、納得していただけるかとかは別として、議論尽くしてきたんだということを説明しなきゃいけないし、見直しがあるということは、このまま下がったままでは終わらないかもしれないというある程度の予測も答申の中に加えないと片手落ちになる。1、2、3示された。さて我々はこうやって決めました。それだけで済むのであれば運協はいらないと思います。最後は議会で決めるのですから。私の思いですがぜひ組んでいただければ。

(白石会長)

わかりました。答申の内容を含めてですね。

(C委員)

さきほどこれから人口が減っていくのをみていくと、5年とか7年とかそうはないだろうと思うんで、今の60歳から64歳3,059の方が10年後74歳に、その数字の分母と分子のバランスが今までと全然違う、減るというかそこに対して10年見ながら見直しをとって行って、ある程度曲線で落とすというふうに理解したんですが。付け加えますと人口減少が当然でくるという中では、とりあえず1案では国保加入者、市民にわかってもらえるのではないかなと思います。取り崩すのはいいことではないのですが、消化して着実な国保運営に近づけていくということだと思いますので、私も1案を推したいと

思います。

(白石会長)

2025年問題というのもあって、団塊の世代が後期高齢者医療に入っていく、そういうのもあるんです。今2021年ですから、3年後には、後期高齢者医療が増えていくという状況も出てくると、国保の財政的には良くなるのか悪くなるのかそこらへんも考えていかないと、そういった意味では2年後に検証するっていうのはいい方法だと思います。今日ある程度方向性を出したいというのが事務局の思いですね。

(事務局)

できれば次回の時にはある程度答申案もお示しできればと思っていますので。

(F委員)

今のお話議論をしまして、1案がいいと思います。私は教員ですが、高校生や大学生も1案だったら理解できると思います。双曲線で示していれば高校生でも理解できると思います。1案がいいと思います。

(G委員)

A委員が言ったようななだらかに下がっていった方が、それで2年に1回調整ができるのであれば10年間、モデルケース見ても1案、2案、3案でいくら違うのかって何千円なんですね。コロナで大変かもしれないけど、このへんならなんとか苦情は出ないかなと思うんですけど。逆に下げてって今度上げる時大もめするのは大変なんで、10年間で2年で様子を見て調整していくのはベターかなと思います。

(白石会長)

A委員の双曲線でやるっていうことでやるのは、毎年見直してなってしまうんですね。双曲線をカクカクともっていく。

(A委員)

要はですね、直線で行く限りどこかでぶちあったところで必ず税率を上げないと均衡状態を作れないわけですから、それを疑似的に水平に近くしていくってことだと思う。さきほどC委員がおっしゃった取崩す分を決めてやるから必ずその分使わなければいけない方向じゃなくて、増減があったっていくらかいのつもりで、だから先ほど申し上げた10億円ピッタリまっすぐ下げていくじ

やなくて、12億とか10億くらいの間で幅があってその中を行ったり来たりできるような状態を2年ごとに見直せばいい。もし双曲線作るなら最初の下げ幅はでっかいはずじゃないですか、ぶちあたったら次は税率を上げなきゃならない。完全に双曲線だと逆に市民がみんな納得して一時金で今年5万円下げましたよ。でも来年は4万円、3万円ですよとしないとやっていけない話ですから。それは非常に納得しづらい。だったら緩やかなカーブをつけておいてそれをカクカク動かして、下がっていくふりをして平らにしていく、それは決定要因としてさっきおっしゃった人口減少、高齢化、医療費の増大とか全く読めないファクターもその中にあるのだから、そのためには余裕を持たしたうえで、一定の幅の中でというのが現実的かなと思っています。

(H委員)

私は皆さんの意見1案いいかなと思うのですが、見直しの頻度2年というのは、制約があるんですか。こういう時代だと1年ごとに見直した方がいいかと思えますけどできないんですか。

(事務局)

税率を直すことになると、こういう場でじゃあどのくらいにするって決めてもらって、今度は市役所内のいろんな手続きを経て、議会にかけて条例改正をする。翌年の4月1日から実施するという形になりますので、どうしても改正するにあたっては、時間がかかりますので、前回もお話したと思うんですけど、県は県の標準保険料率を毎年示してくるんですね。毎年その標準保険料率に合わせれば基本的には医療費の不足が生じないことになるんですが、実際どこの市町も毎年毎年税率を変えていくのは難しいのでどうしても2年、3年おきに税率を見直していくという形になっています。

(A委員)

追加させてもらおうと、議会があつて来年4月分を決めるのに今やっているように12月には最後の答申を出さなきゃいけない。初めから決めるのに8月とかで、結局4月から納められた分の実績とか1年ごとだとそんなに見れない。県が示してくるのは、12月ごろにならないと示してこないの、条例の改正に間に合わない。だから時期のずれとサンプリングのずれがあるから1年に1回やっても有効ではないと思うんですね。2年分くらいみたほうがまだ数字は現実に近くなってくると私は理解してます。

(白石会長)

見直しの時期っていうのは、前回の議論の中で2年がいいんじゃないかというのが大方の意見です。最初2ページにすでに2年後令和5年度に検証を行うということに、前回でそういう話になって。

(B委員)

2年後に行うということは、3年後に改正ですか。

(白石会長)

それは改定するかどうかは分かりません。基金の残高がどういう風になるかも含めて、あと県の示す標準保険料率がどういうものが出てくるかを含めた形の見直しとなるので、このままいきますよということになるし、もっと税率下げることになるかもしれないし、そこはわからないですね。みんなこの資料だって予測でやっているわけですから、検証をするってことですよね。

(B委員)

今まで3年で検証をして上げる、下げる議論をしてきましたね。それを2年にするっていうのは、我々の中ではそういうことにしましょうと話をした覚えがあります。そのサイクルを我々が決めることができるんですか。

(白石会長)

答申の中にそういった文言を入れて、市長が判断して、2年後に諮問されれば見直すということになるんじゃないかと思うんですけど。そっちの考えたかも入ってくると思うんですけど。

(事務局)

答申の中で2年後に検証すると明記されれば私その時ここにいるかわかりませんが、当然協議会の中で決まっていることですから、それに基づいて市長にどうしますかとお伺いを立てて判断させていただくこととなります。

(白石会長)

あとご意見を述べてない方でいかがですか。特にありませんか。だいたい方向性は見えてきたけど、皆さんも議論を聞いていて、1案がいいという意見が多かったわけですが、1案、2案ということで、決とつてもよろしいですか。1案は、10年間で基金を取り崩していくことですが、1案がいい方、挙手をお願いします。

(挙手 11名)

2案のかた。

(挙手 2名)

1案賛成多数で1案で行きたいと思います。

それでは、本協議会では第1案を採用することとして次回事務局より条例改正案及び答申書を示していただきまして、改めて皆さんにご確認をお願いしたいと思います。続きまして(2)その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

事務局からご連絡させていただきます。資料の配布のところでもお話しましたように、次回の会議の通知12月17日に開催しますので、出席をお願い致します。以上です。

(白石会長)

他に委員の皆様からご意見ございませんか。ご意見等がないようですので、ここで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

以上を持ちまして本日の会議を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。お疲れ様でした。

令和3年11月18日

会 長 白 石 幹 男

署名委員

署名委員